

鶴岡バイオリンサークル・鶴岡ジュニアオーケストラ

「再開合同活動」について

1. 活動するにあたって

- ① 活動前に検温し、37度以上の場合、また風邪症状がある場合は参加できない。
- ② 本人もしくは同居家族、濃厚接触者に東北地方と新潟県を除く他県から来られた(戻られた)方がいれば、それから2週間は参加できない。
- ③ 家族に発熱者、もしくは風邪症状の方がいれば治癒するまで参加できない。

2. コミセン使用条件 (→第四コミセンで行う処置)

- ① 管楽器演奏時以外は常時マスク着用。
- ② 利用前に手指の消毒 (コミセンに除菌剤あり)。
- ③ 定期的な換気 (1時間に10分程度) →常時換気
- ④ 人と人との距離 (1, 5m 以上) →1, 5m 間隔で椅子設置だが、トランペットとトロンボーンは前方2m 間隔。密を避けるため、各自の荷物は自分の席の横に置くことになり、ステージは楽譜等の置き場になる。
- ⑤ 利用後に手指の消毒と、チェックシート、参加者名簿の提出。

3. 活動時刻と回数 ※原則第四コミセン使用。使えない場合は一斉メールで連絡。

A 土曜日 午後2時～2時45分(10分前には集合)

鶴岡バイオリンサークル活動

B 土曜日 午後3時～3時45分(10分前に集合)

鶴岡ジュニアオーケストラ活動

※AB どちらの活動にも参加可能。参加費は1団体分のまま。

※密を避けるため B は A の活動が終わる2時45分まで入室できない。

A は年間36回 (一月3回目安) で、原則8/15と10/31、1/2は休みだが、それ以外は行う。すると3/20が最終 (36回目) となる。

Bは11／21から開始で1／2は休み、3／20が最終（17回目）。
コミセンにはAB合わせて鶴岡ジュニアオーケストラ・バイオリンサークル合同活動として申し込む。ただし県内にコロナウイルス新規感染者が発生したり緊急事態宣言がなされた場合、もしくはコミセン閉鎖等の場合は、その時点で活動中止となることをご承知置き下さい。

4. 活動のめあて

ABどちらも、「オーケストラ合奏を通して演奏の楽しさを味わう」ことを第一のめあてとし、「ソロ演奏の発表を通して演奏技術の向上を図る」ことを第二のめあてとする。ただし一回の活動時間が45分しかないため、その時間は原則合奏を主に行い、ソロ演奏の練習は主に自宅で行うようにする。合奏練習時に、指導者の判断で、外や玄関で児童生徒に個別に間違っているところを直してあげる等の指導をすることは可能。ソロ曲について会員から相談されたときは指導者がアドバイスをしていただけるとありがたい。オーケストラ曲は、今年度発表予定曲だった「私のお父さん」「海からの風」「空も飛べるはず」「ルージュの伝言」「アメージンググレイス」。問題なければそのまま来年度発表曲になる予定。

5. 詳細

- ① 会費はどちらも一月 1000 円分とする。入会金等はないが兄弟割引は半年 1000 円引きにする。Bについては5ヵ月分なので 5000 円、兄弟割引は 1000 円引き。半年毎の納入も可。（会費は1団体分でどちらにも参加可）
- ② 会費は楽器維持費、購入費、楽譜代、印刷代、スポ少保険（年間 800 円）等に支出。
- ③ 楽譜ファイルと譜面台、チューナーは参加者が各自用意するか、指導者が斡旋する。（各 1300 円、2700 円、1100 円）
- ④ 楽器は鶴岡ジュニアオーケストラの余剰楽器を借用するが、会費で楽器を新たに購入し使用する場合もある。購入楽器は鶴岡ジュニアオーケストラ所有となるが、「やまがた未来賞」の購入楽器については授賞条件により「バイオリンサークル所有」になる。
- ⑤ 楽器購入希望者には指導者が斡旋する。
- ⑥ 会員への連絡は無料の一斉メールを使用するので各自で登録設定する。
- ⑦ 事務については大人の事務局員が行う。事務局員は無料で参加できるがスポ少保険はかけない。

⑧ 事務局員の仕事は次のようになる。

A・コミセンに挨拶、照明と冷暖房設定、常時換気の確認、椅子の設置、楽器のチューニングとメンテナンス、プリントや楽譜の配付、インスペクター(「ご起立ください。これから鶴岡バイオリンサークルの活動を始めます。よろしくお願いします。連絡ある方いらっしゃいませんか。では深澤先生お願いします。」「これで活動を終わります。連絡ある方いらっしゃいませんか。ありがとうございました。」)

B・常時換気の確認、楽器のチューニングとメンテナンス、プリントや楽譜の配付、インスペクター(Aと同じだが「鶴岡ジュニアオーケストラ」で+清掃作業当番の確認(「今日は〇〇さんお願いします。」)・椅子片付け確認・冷暖房解除・窓施錠・消灯・使用報告とチェックシート、参加者名簿の提出。事務局員チーフは、上記の仕事の確認を行う。

⑨ スポ少保険の事故適用については該当児童の保護者がその事務手続きを行う。